判例研究

GPS（全地球測位システム）を用いた捜査

最高裁大法廷平成29年３月15日判決（LEX/DB25448527）
（窃盗、建造物侵入、傷害　平成28年（あ）第442号）

平　江　徳　子*

第１　事案の概要

被告人は、共犯者らと共謀の上、平成24年２月から平成25年９月にかけて、店舗荒らし５件、自動車盗２件、ナンバープレート盗２件の窃盗、建造物侵入等を行ったものである。

一連の窃盗事件の捜査にあたっていた警察官らが、被告人らの行動確認等のために、平成25年５月23日頃から同年12月４日頃までの間、被告人、共犯者及び被告人の知人女性がそれぞれ移動のために使用する蓋然性があるものと認められた合計19台の自動車・バイクに対し、被告人らの承諾なく、GPS端末合計16台を取り付け、多数回連続的に対象車両の位置情報を携帯電話機の画面に表示させて取得した行為につき、強制処分に該当するか否かが問題となった。

*福岡大学法科大学院教授、弁護士、元検察官

第2　第一審及び控訴審

1　第一審～大阪地裁平成27年7月10日判決（LEX/DB25540308）

第一審は、本件GPS捜査について、実際ラブホテルの駐車場に駐車されている対象車両の位置情報を取得したことを指摘して、プライバシー保護の合理的期待が高い空間に係る位置情報を取得し得ることから、内在的かつ必然的に、対象車両使用者のプライバシー等を大きく侵害することなどを理由として強制処分性を肯定した。そして、本件GPS捜査は、「携帯電話機等の画面上に表示されたGPS端末の位置情報を、捜査官が五官の作用によって観察するものであるから、検証としての性質を有する」ので無令状検証であり、令状主義の精神を没却するような重大な違法があるとして違法収集証拠排除法則を適用して、検察官の証拠調べ請求を却下した（大阪地裁平成27年6月5日決定・判例時報2288号134号）。なお、第一審は、その他の証拠により、被告人を有罪と認めた。

2　控訴審～大阪高裁平成28年3月2日判決（判例タイムズ1429号148頁）

控訴審は、本件GPS捜査について、「取得可能な情報は、尾行・張り込みなどによる場合とは異なり、対象車両の所在位置に限られ、そこでの車両使用者らの行動の状況などが明らかになるものではなく、また、警察官らが、相当期間（時間）にわたり機械的に各車両の位置情報を間断なく取得してこれを蓄積し、それにより過去の位置（移動）情報を網羅的に把握したという事実も認められないなど、プライバシーの侵害の程度は必ずしも大きいものではなかったというべき事情も存する」と取得可能な情報が断続的な位置情報のみであることを理由に任意処分となる可能性を指摘した。しかし、一方で、「この方法によると、警察官が対象から離れた場所にいても、相当容易にその位置情報を取得でき、本件では、車両によっては位置情報が取得された期間が比較的長期に及び、回数も甚だ多数に及んでおり、そのほか、甲株式会社（筆者注：GPS端末のレンタル業者）では、サービス利用者が事前

に登録した時間帯における対象の位置情報及びサービス利用者が検索取得した対象の位置情報が、過去１か月分及び当月分に限られるものの保存されており、警察官らは、このような位置履歴ファイルをパソコンにダウンロードして、対象の過去の位置（移動）情報を把握することが特に妨げられない状況にあったと認められるところであり、このような点に着目して、一審証拠決定がその結論において言うように、このようなGPS捜査が、対象車両使用者のプライバシーを大きく侵害するものとして強制処分に当たり、無令状でこれを行った点において違法と解する余地がないわけではない」として位置情報取得の長期性、蓄積性等に着目して強制処分となる可能性も指摘した。そして、結局、大阪高裁は、いずれであるとも判断せず、仮に本件GPS捜査の実施には令状が必要であったと解してみても、その発付の実体的要件は満たしていたと考え得ること、本件GPS捜査が行われていた頃までに、これを強制処分と解する司法判断が示されたり、定着したりしていたわけではなかったことなどから、警察官らにおいて令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったとまでは認め難いとして、令状主義の精神を潜脱するような重大な違法まではないとした。

第３　本判決の概要

本判決は、本件GPS捜査について、「GPS捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検察し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカ

メラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものというべきである。」とした上で、憲法35条の保障対象には、「私的領域に侵入されることのない権利」が含まれるとし、「合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるGPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するもの」として強制の処分に当たるとした。

また、本件GPS捜査を現行法上の「検証」として令状を得て実施し得るかという点について、「情報機器の画面表示を読み取って対象車両の所在と移動状況を把握する点では刑訴法上の検証と同様の性質を有するものの、対象車両にGPS端末を取り付けることにより対象車両及びその使用者の所在の検索を行う点において、検証では捉えきれない性質を有することも否定し難い」上、現在の検証許可状及び捜索許可状では、被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制することができず、事前の令状呈示を行うことも想定できず、これに代わる公正の担保の手段が仕組みとして確保されていないので、適正手続の保障という観点から問題が残るなどとして、GPS捜査の特質に着目した立法的措置が講じられることが望ましいとした。

なお、裁判官3名の補足意見は、現行法における令状を得た上でのGPS捜査の実施可能性を指摘している。

第4　前提としてのGPSの仕組み・性能

1　仕組み

GPS（グローバルポジショニングシステム）とは、GPS端末が複数の人工衛星からの電波を受信してそれぞれとの距離を割り出すことにより、現在位置を測定することができるシステムである。4つの衛星から電波を受信することで精度の高い位置情報を取得することができるとされている。

GPSは、探偵業者によって浮気調査などに使用されているほか、GPSレ

ンタル業者等によって、浮気調査などを行いたい個人向けに機器の貸し出しが行われている（なお、本件捜査で用いられたものも、このような業者から借り受けた機器である。）。

なお、以下検討する裁判例や文献において、GPS 端末について、「GPS 発信器」「GPS 機器」と呼称されている場合もあるが、基本的には本判決に合わせて「GPS 端末」という用語を用い、判決文や文献の引用においては原典が用いている用語を用いることとする。

2　性能

機種によりその性能は異なる。

高性能な機種においては、従来の GPS 衛星に加えて国産衛星「みちびき」の信号を受信することにより、より精度の高い位置情報を得ることができるようになっている。従来の機種では、位置情報の精度（正しい位置とのずれの程度）が50メートルほどであったのに対し、高性能な機種ではその精度は１メートルである。位置情報の表示も、従来の機種では、「Ａ市Ｂ町１丁目付近」という程度のものであったが、高性能な機種では、「Ａ市Ｂ町１丁目２番３号付近」という程度まで特定できる。

また、従来の機種では、位置検索を行ったときのみ位置情報を取得できるのに対し、高性能な機種では、自動追跡機能があり、常に端末の位置情報を取得し、それを履歴として残すことができるが、この機能を使わず、手動で位置情報を取得することもできる。

その他、バッテリーも従来の機種であれば３日から１週間程度しか持たなかったものの、高性能な機種では約１か月持つものもある。

3　本件において使用された GPS の性能

本件において使用された GPS の位置情報の精度は、電波の届かない場所では数百メートル又はそれ以上の誤差が生じ、あるいは位置情報が取得できないことがある一方で、電波状況の良好な場所では十数メートル程度の誤差

しか生じず、数十メートルの誤差にとどまることが多いものであった。また、顧客が携帯電話機等を使用して任意に検索し、位置情報を取得することによって、その携帯電話機等の画面上に、対象 GPS 端末の所在位置のおおまかな住所、測位時刻、測位誤差及び地図上の位置を表示させることができるものであった。

第 5　本判決以前の裁判例

1　本判決の意義やその射程範囲を検討するにあたっては、これまでの裁判例を検討することが有用であると思われるので、以下検討する。なお、任意処分としての適法性について検討している裁判例もあるが、ここでは強制処分性の検討に焦点を絞ることとする。

⑴　大阪地裁平成27年 1 月27日決定（判例時報2288号134頁）

事案としては、本判決と同じ窃盗等被告事件の共犯者にかかる公判であり、本判決の第一審とは別の裁判体が審理したものである。

大阪地裁は、強制処分性について、「本件で使用された GPS 発信器は、捜査官が携帯電話機を使って接続した時だけ位置情報が取得され、画面上に表示されるというものであって、24時間位置情報が把握され、記録されるというものではなかった。また、接続すると、日時のほかおおまかな住所が表示され、地図上にも位置が表示されるが、その精度は、状況によっては数百メートル程度の誤差が生じることもあり、得られる位置情報は正確なものではなかった。加えて、捜査官らは、自動車で外出した被告人らを尾行するための補助手段として上記位置情報を使用していたにすぎず、その位置情報を一時的に捜査メモに残すことはあっても、これを記録として蓄積していたわけではない。そうすると、本件 GPS 捜査は、通常の張り込みや尾行等の方法と比して特にプライバシー侵害の程度が大きいものではなく、強制処分には当たらない。」と述べ、入手できる情報が不正確な位置情報であり、情報の蓄

積性もないことを理由に強制処分性を否定した。

⑵　水戸地裁平成28年１月22日決定（公刊物未搭載）

本件GPS捜査は、平成26年７月７日から同月24日までの間及び同年９月10日から同年10月17日までの間、連続窃盗事件への関与が疑われる被告人について、被告人の承諾なく、被告人使用車両２台にGPS端末を順次取り付けてほぼ毎日位置情報を検索し、多いときで一日30回程度検索したというものである。このGPSの性能は、電波の状況により、５メートルから１キロメートルの誤差が生じ、あるいは、検索できない場合もあるというものである。

同決定は、「人の所在場所に関する情報は、それ自体、当該個人のプライバシーに関わるものであり、捜査機関がこのような情報を取得することによるプライバシー侵害の程度は、捜査対象者が公道上から通常の尾行によって確認できるような場所にいる場合と、他人から目視されることを通常予想しておらず、プライバシー保護に対する合理的期待が高い私的な場所等にいるような場合とで、自ずから違いがあるというべきである。そして、本件のようなGPS機器を使って捜査員が位置検索をする際は、捜査対象者が前記私的な場所等にいる場合であっても、容易にその所在場所を把握され得るという意味で、性質上、常に大きなプライバシー侵害の危険が内在しているというべきであり、この危険は、たとえ、捜査員が車両を失尾した後に、目視による捜索を一定程度行ってから位置検索を実施するという配慮をしたとしても、避けられるものではない。さらに、GPS機器を使用した位置検索は、正確かつ詳細に長期間にわたって捜査対象者の位置情報を集積することが可能であるところ、そのようにして位置情報が集積された場合には、捜査対象者の所在場所にとどまらず、その交友関係や嗜好等、私的な行動性向をも捜査機関が把握できることになるものであって、本件GPS捜査はこれを可能とする性質も有しているといえる。そうすると、本件GPS捜査は、潜在的

に、単なる尾行の補助的手段として想定される以上に捜査対象者のプライバシーを大きく侵害する危険を有しているものといえるのであって、本件GPS捜査の具体的実施状況を踏まえても、強制処分に当たるというべきである。」と、性質上私的な場所にいる場合でも所在場所を把握されうる上、長期間の情報の蓄積により私的な行動性向を把握できることを理由に強制処分性を肯定した上で、「検証」に当たるとした。

⑶　名古屋高裁平成28年6月29日判決（判例時報2307号129頁）

本件GPS捜査は、捜査機関が、平成25年6月13日頃から同年9月29日までの間、自動車盗・侵入盗等への関与が疑われる被告人について、被告人の承諾なく、被告人使用車両2台にGPS端末を順次取り付けて多数回手動でその位置検索を行い、その位置情報を取得したというものである。このGPSの性能については、本件における実際の検索結果を見ると、約3か月半にわたって1653回の位置検索が行われたが、そのほとんどが成功し、位置検索の精度は、ほとんど誤差が最少で16メートルであり、数十メートルの範囲の誤差の場合も多く、最大で4096メートルであるが、1000メートル以上の誤差があるのは少数であるとのことである。

第一審の名古屋地裁平成27年12月24日判決においては、長期間継続的に位置情報を得ることが可能であり、プライバシー保護の期待が強い場所での被告人の行動等が把握されるおそれがあったことなどを理由に「対象車両の使用者のプライバシー等を大きく侵害するものである」として強制処分性を肯定した。

名古屋高裁は、強制処分性について、まず、取り付け対象が自動車であるGPS捜査は、被告人の行動状況そのものを把握できるわけではなく、また、自動車の所在する場所は、公道上等通常他人から観察されること自体は受忍せざるを得ない場所が多く、そのような場所の位置情報を取得するものにすぎないという側面を有していること及び対象自動車がプライバシー保護の期

待が強い場所にある場合の位置情報が取得される可能性はあるものの、当該自動車がそのような場所に入っていくこと自体は、公道上からも視認可能であることを指摘し、任意処分ともなりうることを示唆している。しかし、その端末の位置情報を、長期間にわたり常時取得し、その結果を記録し、分析することにより、対象者の交友関係、信教、思想・信条、趣味や嗜好などの個人情報を網羅的に明らかにすることが可能であることから、その運用次第では、対象者のプライバシーを大きく侵害する危険性を内包する捜査手法であるとして、強制処分になりうることをも指摘する。

その上、本件GPS捜査については、捜査開始の目的は、自動車盗・侵入盗等の嫌疑のある被告人についての尾行の補助手段であり、その目的に沿った運用がなされれば、対象車両の使用者のプライバシーを大きく侵害する危険があるとまではいえないとして、任意処分になりえたことを指摘した。しかし、本件における実施状況は、具体的な終期を定めることなく開始されており、被告人らに本件GPS端末を発見されるという偶然の事情により終了するまでの間、約3か月半にわたり、多数回の位置検索が成功裏に行われ、その精度は誤差が数十メートルの範囲の場合も多く（最小で十数メートル）、1000メートル以上の誤差があるのは少数である上、他の捜査によっては対象の追跡を行うことが困難であるなど捜査上特に必要があるとは認め難い場合にも、繰り返し位置検索が行われていたことから、捜査開始の目的の達成に必要な限度内で行われたものとは言い難いとし、もはや任意捜査の範囲を超えていることを指摘している。その上で、本件GPS端末の位置検索結果はGPSのレンタル業者において保管されており、その情報は捜査機関において入手可能であったことも併せ考慮すれば、本件GPS捜査は、GPS捜査が内包しているプライバシー侵害の危険性が相当程度現実化したものと評価せざるを得ないから、全体として強制処分に当たるとした。すなわち、目的や使い方等によっては、任意処分とも強制処分ともなりうることを指摘してい

る。

⑷　広島高裁平成28年７月21日判決（LEX/DB25543571）

本件GPS捜査は、捜査機関が、平成25年７月１日頃から同年８月10日までの間、56件の広域窃盗事件を行った疑いがある被告人について、捜査目的を達成するため、被告人の承諾なく、被告人使用車両５台にGPS端末２台を順次取り付けて手動でその位置検索を行い、１つの端末につき１日平均20回程度その位置情報を取得したというものである。このGPSの性能については、本件において使用されたGPSの位置情報の精度は、電波が届かない又は受信しにくい条件下では１キロメートル程度以上誤差が生じたり、位置情報が全く得られなかったりすることがある一方で、電波状況の良好な条件下では誤差５メートルから100メートル前後で位置情報を把握し得るものであった。

第一審の広島地裁福山支部平成28年２月16日判決は、本件GPS捜査で得られる情報は、その取り付けられた車両の位置情報にとどまり、その情報は、公道や一般に利用可能な駐車場を示すものである以上、これを得ることが、被告人のプライバシーや移動の自由への制約になるとは言い難いとし、さらに取り付け時の車両等に関する財産権侵害をも検討した上で、強制処分性を否定した。

広島高裁は、「本件GPS捜査は、性質上、車両の位置情報のほか、少なくとも移動中は事実上使用者の移動も把握することが可能となり、そのプライバシーを制約する面があることは否定できない」が、「車両は、通常、公道を移動し、不特定多数の者の出入り可能な駐車場に駐車することが多いなど、公衆の目にさらされ、観察されること自体は受忍せざるを得ない存在」であり、「車両の使用者にとって、その位置情報は、基本的に、第三者に知られないですますことを合理的に期待できる性質のものではなく、一般的にプライバシーとしての要保護性は高くない。」として強制処分性を否定した。

⑸　福井地裁平成28年12月６日判決（公刊物未登載）

本件GPS捜査は、捜査機関が、平成24年４月２日頃から同年６月６日頃までの間の49日間、覚せい剤密売が疑われる被告人について、被告人の承諾なく、被告人使用車両２台にGPS端末を順次取り付け、合計約371回、その位置情報を取得したというものである。本件GPS捜査によって実際取得された位置情報の最大の誤差は1024メートル、最小で16メートル、その大半が数十メートルであった。また、尾行と無関係に位置情報の取得がなされたことはなかった。

福井地裁は、「本件GPS捜査で取得されたのは、本件GPS端末が取り付けられた被告人車両の点としての位置情報であって被告人の行動状況等は含まれないところ、かかる被告人車両の個々の位置情報それ自体は、それが公道上又は公道から出入りできる建物やその敷地内等における被告人車両の位置情報にすぎないものであって、被告人車両が公道上にある場合はもちろん、公道から前記建物等に出入りしたりする場合にも常に衆目にさらされていて、通常の目視による尾行調査でも取得可能なものである」などとして位置情報の取得がプライバシーを大きく制約するものとは言えないとしつつも、長期間にわたって連続的に位置情報が取得・蓄積されるなどした場合、「捜査機関が個人の移動経路を包括的かつ詳細に把握し、そこから単なる位置情報を超えた、より保護の必要性が高い情報についてまでも把握することが可能になって、プライバシー侵害の程度は高まる」ため、強制処分に該当する場合があり得るとした。そして、本件については、「尾行捜査の補助手段として、おおむね断続的かつ不規則に行われたものにすぎず、そこからして、取得された位置情報自体もおおむね断続的・断片的なものであった」として強制処分性を否定した。この判決も、GPSの使い方を考慮して強制処分性を判断している。

⑹　東京地裁立川支部平成28年12月22日決定（公刊物未登載）

本件GPS捜査は、捜査機関が、平成26年７月23日から平成27年２月６日頃までの間、窃盗事件への関与が疑われる被告人２名及び共犯者と思われる者について、被告人らの承諾なく、被告人ら使用車両８台にGPS端末を順次取り付け、日中は１時間に１回、夜間は15分から20分に１回その位置情報を取得したというものである。本件において使用されたGPSの位置情報の精度は、最大で500メートル以上、最小で50メートルとされていた。

東京地裁立川支部は、「捜査機関は、GPS捜査を行うと、対象車両を利用する捜査対象者のおおよその位置をいつでも容易に把握することができるようになるのであり、実質的にみれば、GPS捜査は、捜査機関が捜査対象者をその監視下に置くことを可能とするものといえる」からプライバシーを大きく侵害するとして強制処分性を肯定し、「検証」の性質を有するとした。

２　分析

上記の裁判例で、強制処分性を肯定したものは、水戸地裁決定、名古屋高裁判決、東京地裁立川支部決定、任意処分としたものは、大阪地裁１月決定、広島高裁判決、福井地裁判決である。強制処分の判断の仕方としては、内在する性質として大きなプライバシー侵害があるとして強制処分とするもの（水戸地裁決定、東京地裁立川支部決定）、内在する性質として大きなプライバシー侵害はないとして任意処分とするもの（広島高裁判決）、目的、期間、用法等を考慮し、強制処分と任意処分の両方がありうるとしたもの（名古屋高裁判決）、同様に、用法等を考慮した上で任意処分としたもの（大阪地裁１月決定、福井地裁判決）があり、①内在する性質を基準とするか、実際の用法等を考慮するかという判断方法、そして、②位置情報の取得を大きなプライバシー侵害とするか、尾行と変わらない程度のプライバシー侵害にとどまるかという評価において、差異が見られる。

第6　学説

1　GPS捜査の強制処分性については、以下のような学説がある。

①強制処分であり、現在法定されている強制処分には該当せず、新たに法定されない限り許容されないとするもの（ⅰ説）、②強制処分であり、検証令状が必要とするもの（ⅱ説）、③強制処分となるものと任意処分となるものがあるとするものないし条件付きで任意処分となるとするもの（ⅲ説）。

2　ⅰ説ないしⅱ説に属するもの

大阪地裁6月決定に先立ち学者証人としてプレゼンテーションを行った指宿信教授は、特定の車両の移動を長期間監視記録するGPSモニタリングにつき、GPS捜査の特質として、監視と情報収集の自動性、取得される情報の性質と範囲（宗教施設や政治的施設への立ち寄りなどあらゆる私的行動を漏れなく取得することができること）、それが機械的に記録されることを挙げ、「公道でも私有地でもいかなる場所においてもその移動が捕捉されプライバシーの期待への侵害が著し」いとして強制処分であるとする[1]。そして、比較法的観点から、米国で令状要求が普及していること、監視の常態化は健全な市民社会の発展に望ましくなく、憲法上の諸権利の行使につき大きな萎縮効果をもたらすことをも指摘し、事後通告型の新たな令状様式がない限り実施することは違法であるとする。

大野正博教授も、「GPSによる位置情報探索は、長期的、かつ継続的に被処分者の行動を把握することが可能であるため、権利制約性の程度は、（公共スペースでのビデオ撮影と）同様のものと解すべきではな」いこと、「公共スペースとそうでない場所とを明確に区別すること」が可能か否かに疑問があること、仮に公共スペースに限定するとしても、「親族・政治性・職業性・宗教観・性的嗜好等、一定の情報と密接に関連し得る場合」もありうる

[1] 指宿信「ハイテク機器を利用した追尾監視型捜査」鈴木茂嗣古稀祝賀論文集下巻165頁（成文堂、2007）、「GPS利用捜査とその法的性質」法律時報87巻10号58頁。

こと、「収集されたデータに基づいて、被処分者の場所や時間に関するプロファイリングを可能とすること」を指摘し、強制処分として許容すべきとし、性質上、検証許可状では補いきれない部分もあると考えられるため、立法により対処すべきが妥当とする[2]。

上記各学説はⅰ説に立つが、緑大輔准教授は、強制処分としつつ、「既存の強制処分の枠組みに落とし込んで規律することは、現実的な方法として検討されてよいように思われる。」としてⅱ説に近い考え方を示している[3]。また、大阪地裁6月決定、水戸地裁決定、東京地裁立川支部決定はⅱ説に属すると言える。

3　ⅲ説に属するもの

滝沢誠教授は、「捜査の対象になっている被疑者等が所在している場所及びその移動範囲がプライバシーの保障が及ばない領域において行われており、また、GPSによる被疑者等の行動に関する情報の取得それ自体は、令状を必要とせずに任意捜査として尾行が行われる条件となる、憲法および刑事訴訟法上保護されるべき権利、利益が保障されない領域で行われる場合には、任意捜査として行うことができるものと考えられる。」とする[4]。このプライバシーの保障が及ばない領域というのは、公道上や不特定多数の者が出入りすることができる場所である[5]。

また、中谷雄二郎判事は、GPS捜査によって直接侵害されるプライバシーは車両の位置情報であって、その正確性はGPSの精度内にとどまり、車両

---

[2] 大野正博「GPSを用いた被疑者等の位置情報探索」曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集下巻485頁（成文堂、2014）。その他、ⅰ説を採ると思われるものに、土屋真一「捜査官がGPSにより公道を走る被疑者の車を監視することは、違法な捜索か？」判例時報2150号3頁、黒川亨子「捜査方法としてのGPSの利用の可否」法律時報87巻12号117頁等がある。

[3] 緑大輔「監視型捜査における情報取得時の法的規律」法律時報87巻5号65頁。

[4] 滝沢誠「GPSを用いた被疑者の所在場所の検索について」立石二六先生古稀祝賀論文集733頁（成文堂、2010）。

使用者の行動状況等までは含まれないこと、また、「自動車は、通常、公道上を走行し、公道外に出るのは立寄地や目的地等に乗り入れる場合に限られ、しかも、そうした様子は全て公衆の目にさらされているから、自動車の位置情報は、基本的に、公道上の通行人等からも視認できる公道上の位置ないしその立寄地や目的地を明らかにするのみで、その時々に得られる断片的な位置情報の要保護性は、公道上やパチンコ店内にいる者の容貌等と同程度と見ることもできる」こと、車体の損壊等を伴わないから財産権侵害も比較的軽微であることを理由として、要保護性の高いプライバシーを類型的に侵害するとまでは言えず、任意処分とみることができるとする。しかし、GPS 捜査は運用次第で、自動車の断片的な位置情報にとどまらない要保護性の高い対象者のプライバシーまで幅広く侵害してしまう危険性を内包するものであるから、GPS 捜査の在り方が類型的にそのような危険を現実化させるに至れば、強制処分と解すべきとする[6]。

前田雅英教授は、大阪地裁１月決定の判例研究において、「ア　接続した時だけ位置情報を取得するもので、イ　位置情報の精度が数百メートルの誤差を伴うもので、ウ　自動車で外出した者の尾行の補助手段として用い、エ　位置情報を記録として蓄積しない場合であれば、通常の張り込み・尾行等の方法と比し、特にプライバシー侵害の程度が大きいものではなく強制処分には当たらない」とした上で、GPS がより精度の高いものであり、24時間その動静を監視するようなものであれば、強制捜査になった可能性があると

[5] 滝沢誠「捜査における位置情報の取得―ドイツ法を踏まえて―」刑事法ジャーナル48号41頁。同様の立場として、清水真「自動車の位置情報把握による捜査手法についての考察」法学新報117巻７＝８号443頁。ただし、「端末の装着が公道上等、公共空間において行われることを要する」旨の指摘がある。また、本件判決の控訴審判決についての判例タイムズ1429号148頁の匿名解説においても、実施方法によって考えるべきであり、「一定の限度では任意捜査として実施可能と解さざるを得」ないとしている。

[6] 中谷雄二郎「位置情報捜査に対する法的規律」刑事法ジャーナル48号48頁。

している[7]。

第 6　本判決についての考察

1　強制処分の意義

本判決は、GPS 捜査について初の最高裁判断であるという点とともに、強制処分の意義について改めて見解を示している点でも注目すべきである。

強制処分は、「個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当ではない手段」（最高裁昭和51年 3 月16日決定）と解されている。

その意味について、様々な議論があるところ、私自身は、「個人の意思を制圧し」の要件は、対面型の捜査手法について問題になるのであり、本件のように、対象者に気づかれないように秘密裏に行われるなど非対面型の場合は、この要件は適用せず、重要な権利への制約の有無のみを要件とすべきであると考えている（エックス線検査に関する最高裁平成21年 9 月28日決定[8]も「意思の制圧」に言及していない。）。

しかし、本判決は、非対面型である GPS 捜査について、憲法35条の保障対象には、「私的領域に侵入されることのない権利が含まれる」とし、「合理的に推認される個人の意思に反して私的領域に侵入する捜査手法である GPS 捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するもの」として強制の処分に当たるとしている。これは、酒巻匡教授の説[9]に相当近いものと思われる。あるいは、対面型については「意思を制圧し」、

---

[7] 前田雅英「尾行の補助手段としての GPS（移動追跡装置）を使用した捜査の適法性」捜査研究64巻 4 号56頁。

[8] 最高裁判所刑事判例集63巻 7 号868頁。

[9] 酒巻匡「刑事訴訟法」（有斐閣、2015）29頁において、「身体、住居、財産等は、憲法33条及び35条が具体的に明示列挙し基本権として保障するような重要で価値の高い法益を意味している」とし、35条が保障する基本権とは、「私的領域に侵入し住居・所持品等に対する個人の私生活上の権利・自由や通信の秘密等価値の高い重要な法益」とする。

非対面型について「推定的な意思に反して」という基準を用いる川出敏裕教授の説[10]とも矛盾しないと思われる。ただ、捜査を嫌がらない者はまれであろうから、そうなるとほとんどの捜査手法において推定的な意思に反することになりそうであり、結局非対面型において意思制圧基準はほとんど意味を持たないように思われる。

そして、強制処分は、事前の司法審査が必要な処分であるから、実際の結果における権利利益の侵害の程度を見るのではなく、その捜査手法により類型的に予定される権利利益の侵害の程度を考えるべきことになる[11]。

本判決が、「その性質上」「対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。」と述べているのは、まさにその趣旨であるし、上記に示した裁判例においても、内在する性質を判断基準としている各裁判例も同様である。しかし、GPS を用いる捜査というだけで内在する性質が決まるのではなく、後述するように、具体的な性能や用法等を考慮しなければ、その内在する性質は判断できないであろう。エックス線検査に関する上記最高裁平成21年決定においても、「その射影によって荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ることができる上、内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能」というエックス線検査の機器の性能故に強制処分となったと言える[12]。

---

[10] いわゆる二分説。川出敏裕「任意捜査の限界」小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集下巻29頁（判例タイムズ社、2006）。なお、上記最高裁平成21年決定についての調査官解説（最高裁判所判例解説・刑事編平成21年度397頁において、同判例が「意思の制圧」に言及していないのは、当然に合理的意思に反するからであると解することができるとする一方、非対面型であるがために、推定的意思に反するという基準を用いていると理解もありうることを指摘している。

[11] 酒巻前掲「刑事訴訟法」32頁

[12] もちろん、最高裁の述べるような性能がなければ税関検査の役には立つまい。ちなみに、以前のエックス線検査機器は金属部分の輪郭がわかる程度の性能であり、金属以外の部分は映し出されなかった。しかし、最近の機器は、プラスティックやゴム等も映し出すことができ、金属、有機物、無機物を色分けすることもできる。

以上のように、本判決は、強制処分の意義とその判断方法について最高裁としての見解を示したものと言える。

これを踏まえて、上記裁判例や学説を見渡すと、GPS 捜査については、同捜査により類型的に侵害が予定される権利利益は対象者のプライバシーであるが、これを尾行と同様、あるいは、尾行よりも情報量の少なく、場合によっては尾行よりも不正確な位置情報としてのみ捉えるのか、継続した位置情報は立ち寄った施設などの情報も含まれる私生活上の重要な情報と考えるのかによって、強制処分か否かについての見解が分かれていると言える。とすると、取得できる情報の「質」と「量」によって重要なプライバシー侵害であるか、すなわち強制処分となるか否かが決まってくるのであるが、GPS 捜査においては、上記のとおり、①どのような性能を有する GPS を、②どのように用いるかによって、取得できる情報の「質」と「量」が異なると言える。そこで、GPS 捜査により類型的に予定されるプライバシー侵害の程度については、これらの要素を検討する必要があると考える。

そして、本判決の射程も、同程度のプライバシー侵害が予定されるものに及ぶのであり、これらの要素の検討により、本判決の射程範囲も見えてくるものと思われる。

2　事案の分析における考慮要素

具体的には、GPS の性能（位置情報の精度）、実施期間、実施対象、位置情報検索状況（結果の記録状況も含む。）、実施目的が問題となる。GPS の性能が高い、実施期間が長い、実施対象が多い、位置情報検索の頻度が多く、検索結果が記録され、保存されるという点が強制処分性を認める要素となり、また、これらの客観的状況から、実施目的が尾行の補助手段ではなく、継続的に対象者の行動を把握することにあるとすれば、強制処分性を認める方向となると思われる。なお、GPS 端末の装着状況を考慮している裁判例もあるが、これについては侵害が予想される法益が異なるので、GPS 捜査自体

とは切り離して考えるべきであり、むしろ任意処分となった場合には、相当性の中で検討されるべきものであろうと思われる（大阪地裁１月決定、広島高裁判決、名古屋地裁判決）。

３　事案の分析

⑴　GPS の性能

本件で用いられた GPS による位置探索の精度は、周囲の状況によって、数百メートルあるいはそれ以上の大きな誤差が生じたり、位置探索が不能となったりすることがある一方、誤差が数十メートルの範囲にとどまるなどして、対象の位置情報をある程度正確に把握し得るものであった。とすると、最小誤差が16メートルであり、誤差が数十メートルのものが多かったとする名古屋高裁や良好条件下での誤差が最小５メートルとする広島高裁や水戸地裁の事案と性能が同じか、むしろやや性能の低い機器であるように思われる。このように見てみると、各事案において用いられた機器の性能はそれほど大きなばらつきがないので、GPS 捜査で用いられる機器の性能は上記の程度を前提として検討する。ただし、今後、さらに性能のよい機種が安価に使用できるようになることも考えられる。

本判決では、GPS の性能については特に言及はないが、個人の位置情報を逐一把握することが可能な程度の性能を前提としているのであり、その性能を大幅に下回るものが使われない限り、本判決の射程は及ぶものと言える。

⑵　実施期間

本件は、平成25年５月23日頃から12月４日頃までの間、約６か月半（半月ほどの中断あり）である。

これに対し、名古屋高裁の事案は約３か月半、水戸地裁の事案は合計約２か月弱、広島高裁の事案は約１か月と10日などと、多少の長短はあれ、いずれの事案もある程度の長期間に及ぶ類型と言える。

本判決は、長期間継続的に GPS 端末を装着する事案についてのものであ

り、そうであるからこそ、「個人の行動を継続的、網羅的に把握する」から個人のプライバシーを侵害すると判断していると言える。その意味では、これまでの裁判例は、本判決の射程範囲と言えるが、一方で、当初から短期間の装着しか予定されていない場合（それによって十分に目的を達成できる場合）は、射程外となりうる。

⑶　実施対象

本件は、被告人、共犯者３名、被告人の知人女性がそれぞれ移動のために使用する蓋然性がある車両に取り付けられている。他の裁判例の事案も、すべて被告人や共犯者が使用する蓋然性のある車両に装着する事案である。

本判決は、このような車両に装着した事案についてのものであり、車両以外にGPS端末を装着した事案は本判決の射程外となりうる。

⑷　位置情報検索状況

本件において、各車両にGPS発信器が取り付けられていた期間は、最短のもので半月程度であるが、最長のものは合計でおおむね３か月近くにわたったところ、警察官らは、尾行などの際のほか、頻繁に必要となるバッテリー交換等の際にも、その都度車両の位置情報を取得していたもので、中には、GPS端末が取り付けられていた間、極めて多数回位置情報が取得された車両もあった。本件捜査では合計16個のGPS発信器が利用されたところ、それによる位置情報の取得状況の主なところをみると、そのうち１個については、前後合計約３か月の間行われた検索回数が合計1200回を上回り、1000回以上位置情報が取得されており（検索不能分を除き、数百メートルないし千メートルの誤差が生じたものを含む。）、また、６個については、数か月の間に約550回ないし約800回検索がなされ、約480回ないし約680回位置情報が取得されている。すなわち、単純計算で言うと、多いもので、一日10回以上位置情報を取得していたことになる。ただ、土日構わず24時間検索をしていたわけではないだろうから、実際は、時間帯によって頻繁に検索していたこ

とがうかがわれるし、この間、ずっと尾行や張り込みをしていたというわけではなさそうである。

これに対し、名古屋高裁の事案では、約３か月半の間に合計1653回の位置検索が行われた。この間、１日当たりで最多の位置検索が行われた日は、109回の検索が行われた。そのほとんどが深夜から早朝に集中していた。このように、本件 GPS 捜査の実態をみると、尾行中に失尾したなどの場合に被告人使用車両の位置を確認した上で尾行を行うという目的で行われたとはおよそ考え難い状況であった。

広島高裁の事案では、詳細は不明であるが、２個の発信機に付き、一日平均20回程度は検索が行われていた。水戸地裁の事案でもほぼ毎日位置検索がなされ、多い日は一日に30回ほど行われていた。尾行と無関係に使われたことはないとの認定があるのは福井地裁のみである。

ただし、強制処分性は、類型的に予定される権利利益の侵害の程度を考えるべきであるから、実際に行われた位置情報検索状況それ自体が強制処分性の要素になるわけではなく、次項の実施目的を推認する客観的事実ということになる。

⑸　実施目的

本件 GPS 捜査は、一連の窃盗事件の捜査に当たっていた警察官らが、犯人らの行動確認等のために行っていた。

これに対して、名古屋高裁の事案では、尾行中に失尾した際や尾行開始にあたって被告人方に被告人使用車両が見当たらない場合、被告人の使用車両の位置を確認した上で尾行を行う目的で、GPS 捜査を開始したとのことである。しかし、上記で述べたように、検索回数の多さからすると、上記目的以外でも多数の検索が行われたことがうかがわれる。

広島高裁の事案では、広域窃盗を繰り返している疑いのある被告人の移動追跡捜査を行うことにより、活動拠点や共犯者を割り出し、犯行用具や被害

品の隠匿場所を明らかにし、犯行が予想される場所に捜査員を終結させて現行犯逮捕する目的であったと認定されている。

その他、水戸地裁及び東京地裁立川支部の各事案は、対象者の行動を把握するために用いられている。一方で、福井地裁の事案では、尾行と関係なく行われたことはないという認定である。ただ、福井地裁の事案でも、継続的な行動把握に用いることはできる状況であった。

4　上記の分析結果を踏まえた検討

いずれの事案も、ある程度正確な位置情報を取得できる程度の性能を有したGPS端末を、捜査対象者の日頃の移動手段である車両に長期間装着し、捜査対象者の位置情報を頻繁に取得するものであり、捜査対象者の行動を把握することができる状況にあった。そして、福井地裁以外の事案では、捜査対象者の行動を継続的に把握することにより、犯罪が行われる場所などを分析する目的を有していた。とすると、単なる「今どこにいるか」といった単発の位置情報を得るものではなく、被告人の移動範囲や行動傾向といったより大きな情報を得るものであったといえる（福井地裁の事案でも、そのような情報を得ようと思えば得ることはできた。）。とすると、類型的に認められるプライバシー侵害の程度は相当大きなものであったと言わざるをえない。一つ一つは「点」の情報に過ぎなくても、点も集まれば「線」になり、「面」となるのである。

そうとはいっても、その侵害の程度が、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分と言えるほどであるかは、さらに検討が必要と考える。

そこで、従来任意処分とされてきた捜査手法と比較して、それらよりもプライバシー侵害の程度が大きいと言えるのかどうかを検討してみる。

5　他の捜査手法との比較

⑴　尾行との比較

尾行とは、人による目視により、個人の行動を把握する捜査手法である。

検察官は、GPS捜査と尾行のプライバシー侵害の程度はどちらも公道上等における観察である点においてほぼ同じであること、GPSでは位置情報のみしか得られず、しかもそれには最低でも数メートル、標準で十数メートルの誤差があるのに対し、任意捜査とされる尾行では、正確な位置情報を得られるだけではなく、「何をしている」という行動の情報も得られるのであるから、むしろ尾行の方が、得られる情報の質も量も多いと主張する。

確かに、GPSの位置情報検索1回だけを見ればそうであろう。しかし、本判決等が着目したのは、それが長期間継続的に行われ、しかも、常に位置情報検索ができるという意味で網羅的であることから、それらのデータを集積すればさまざまな個人の私生活の情報が入手できる点である。尾行でも、長期間にわたり間断なく行うことができるのであれば、同様の情報あるいはもっと質も量も大きな情報を得られることができるであろう。

また、広島高裁は、「本件のようなGPS捜査は、従来、目で対象車両を探索していた捜査員の行動確認能力を大きく補完するものといえる。しかし、その点を除けば、この捜査の基本的性格は、現場での尾行や張り込みによる行動観察、それに伴う採証活動等であり、発信器の利用は、捜査員が対象車両を探索する範囲を絞るための効率的手段にすぎない。」旨述べ、尾行と異質なものではないとした。

しかし、尾行が任意処分とされるのはなぜか。尾行対象者は尾行を警戒して尾行されないような手段を講じることができ、そもそも人が行うことであるから失尾も考えられる。尾行によって行動確認を継続的網羅的に行うといっても限度があり、それほど長期間行うことはできず、四六時中確実に相手の位置等を把握することについても難しい。つまり、尾行は、得られる情報の質・量において限りがあり、そのプライバシー侵害が強制処分に至るほどのものではないと評価されるがゆえに任意処分とされるのではないか。すなわち、尾行が任意処分であることは、広島高裁のいう「捜査員の行動確認

能力」の不完全性を前提としている。しかし、この尾行の欠点を補うことができるGPS捜査は、失尾した場合等の尾行の補助手段というにとどまらず、長期間四六時中確実に相手の位置を確認でき、その行動傾向を把握できる点で、得られる情報の量と質が格段に大きくなり、尾行に代わるものとして大きな効果を持ちうる。したがって、尾行と同視できない。

⑵　上空からの監視との比較

上空からヘリコプターやドローンを用いた追跡監視をする場合、尾行では見ることができない私有地内の被処分者の位置や行動まで把握可能である。しかし、これも例えばドローンを窓際近くに飛ばして室内を見るなどするのではなく、上空から見ている限り、これを強制処分とは言わないであろう。

この捜査手法においては、私有地内を見ることはできるが、屋根等の障害物があれば見ることはできない。また、航空法などの規制により、低空飛行は困難であるから、双眼鏡などを用いるとしても、距離や周囲の明るさなどによって顔の識別や行動の把握に限界はある上、燃料の問題や相手に気づかれる可能性などから、長時間の追跡監視は困難である。その点で、入手できる情報の質と量に限界がある。

GPS捜査は、情報の質として位置情報しかわからないという点では上空からの監視に劣るが、継続的網羅的に位置情報の確認を行うことにより、大量の私生活上の情報を得られる点で大きく異なると言えよう。

⑶　携帯電話機の位置情報の取得との比較

これについて、広島高裁は、「電気通信事業者のシステム端末を操作することにより、将来の一定期間、携帯電話機の位置情報（携帯電話機の電波を受信した基地局の位置や電波の受信方向等のデータ）を取得するという捜査手法については、通信の秘密の保護や個人情報の適正な取扱いのために電気通信事業者が遵守すべき基本的事項を定めた総務省告示「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の上で、事業者はそのような位置

情報を含む発信者情報を他人に提供してはならないとする義務が規定され、事業者がその提供を行うには裁判官発付の令状が必要である旨定められていることがあって、そのような令状実務が定着しているとみられるのであり、本件のようなGPS捜査とは、理論的な性質、実務的な状況をやや異にするところがあるといえる。」とする。

また、滝沢教授も、「守秘義務のある携帯電話会社から、捜査機関が任意には知ることのできない情報を取得するものであること、捜査機関が独自の権限で被疑者の携帯電話から発せられている電波の発信地を特定することができないことから、第三者である携帯電話会社に対して検証令状を発付するのであるから、捜査機関がGPSから発信される電波から被疑者の所在場所を探索する場合とは別レベルのもの」としている[13]。

確かに、上記捜査については、別の考慮から検証令状を発付してきたものであるから、同列には論じられないであろうが、比較する意味はある。

GPS捜査とは、対象者の位置情報を得るという点では共通する。しかし、携帯電話の電波発信地特定の場合、対象者の所持品に何らかの細工をするわけではなく、元からある機能を利用するだけである。また、対象者としては、携帯電話機を所持しない、あるいは、所持している携帯電話機の電源を切れば特定を避けることができるが、GPS捜査では、対象者がそのような対策をとることはできない。とすると、仮に携帯電話の電波発信地特定のための捜査が、通信の自由等への配慮だけであるとしても、GPS捜査もそれと同等の権利侵害であるとは言いにくい。

6　総括

(1)　強制処分性

既に述べたように、GPS捜査が強制処分性を有するか否かは、この捜査

[13] 滝沢：前掲「GPSを用いた被疑者の所在場所の検索について」

によって類型的に予定されるプライバシー侵害の程度によるのであるが、それは、その捜査手法によって入手し得る私生活に関する情報の「質」や「量」に着目すべきである。本判決が述べる「私的領域への侵入」を伴う捜査は、この入手し得る私生活に関する情報の「質」が高く、「量」も多いがゆえに、強制処分となるのである。

また、およそGPSを用いた捜査について一般的抽象的に判断するのではなく、機器の性能、使用方法（実施期間、実施対象、位置情報検索状況）、実施目的等を考慮して類型化して考えるべきである。これらによって得られる私生活に関する情報の「質」と「量」が異なってくるからである。

本判決やこれまでの裁判例において問題となったのは、対象者使用車両に相当長期間にわたりGPSを装着し、継続的に位置情報を検索することによって、捜査対象者の行動把握をしていた事案である。したがって、これまでの裁判例の事案は、全て本判決の射程の範囲内であるといえる。そこで、まずはこの類型について検討する。

この類型については、これまで述べてきたように、長期間、継続的にGPS捜査を行うことにより、単なる対象者の位置情報だけでなく、位置情報の集積により、その者の行動パターンを分析することが可能になるのであり、立ち寄った場所からその人間の趣味、嗜好、政治的関心、宗教、交友関係などうかがい知ることができ、私生活についての質の高い情報も多く得られることになるのであるから、尾行等従来任意処分とされてきたものとは大きく異なり、強制処分性は否定できないと考える。

しかし、それ以外の類型においては、そこまでの情報の質と量が得られないものもあるのであり、任意処分として許容される余地はあると考える。

⑵　任意処分としてのGPS捜査を許容する余地

本判決は、上記類型以外のものを含めた、GPSを用いた捜査全般を否定したものと言えるであろうか。確かに、本判決は、「機器を個人の所持品に

秘かに装着すること」をも強制処分性の理由としているが、これは、「個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴う」ような捜査手法を前提とし、あるいは、それと併せて強制処分性の理由としていると言える。つまり、人の物に勝手に触ってそこに細工をするという点での「私的領域への侵入」をも考えるのであるが、それのみで強制処分とするわけではないと思われる。

とすると、GPS捜査が、「個人の行動を継続的、網羅的に把握する」ような性質のものではない場合、あるいは、「個人の所持品に秘かに装着する」手法ではない場合は、本判決の射程外となり、任意処分として許容される余地があるのではないか。例えば、以下のような捜査手法が考えられる。

①身代金目的略取誘拐事案において、身代金を入れたバッグにGPS端末を装着し、バッグの行方を把握し、早期の被害者救出等に役立てる捜査手法

バッグは、被害者家族の提供あるいは警察が提供することになろうが、装着時点でバッグ所有者の承諾を得ていることが必要となる。

②コントロールドデリバリーにおいて、対象となる薬物やけん銃などが入った荷物にGPS端末に装着してその荷物が届いた場所を把握し、受領者の逮捕等に役立てる捜査手法

配達業者以外の者で犯人側の人間による荷物の運搬の場合に有効な手法となる。また、この場合、尾行が失敗すれば社会の害悪となる薬物や極めて危険な凶器等社会にとって危険なものを流通させることになるのであり、確実な追尾と届け先の相手の手に渡ってから短時間での検挙が必要となる事案である。

③特殊詐欺事件において、「騙されたふり作戦」を行う際、いわゆる受け子（現金の受け取り役）に渡す現金の入れ物（バッグ、封筒、箱等）にGPS端末を装着し、受け子がそれを届けた先を特定し、主犯格の逮捕等に役立てる捜査手法

受け子を逮捕しても、受け子が詐欺犯人から金銭で雇われただけの者であり、犯行について詳細な事情を知らないことも多いので、受け子が金員を届けた先を把握する必要がある。

④組織の関与が疑われる連続窃盗事件において、窃盗の対象になりそうな財物にGPS端末を装着し、その運搬先を把握し、窃盗団の逮捕等に役立てる捜査手法[14]

この場合も、持ち主の承諾を得ていることが必要となる。

上記4つの例は、いずれも装着対象が車両等の移動用具ではなく、被害品等であるから、捜査対象者の行動把握が目的ではなく、物品の所在把握が目的である。しかも、いずれも早期の犯人検挙を目的としており（特に①②③は届けられた直後に検挙する目的）、継続的にその物品の所持者の行動を把握するものではない。したがって、「個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴う」ものではない。また、装着対象は、装着時は捜査対象者の所持品（占有するもの）ではなく、対象物の所持者の承諾を得ているのであるから、「機器を個人の所持品に秘かに装着する」という意味での「私的領域への侵入」とは言い難いのではないか。

したがって、本判決は、捜査対象者の使用車両にGPS端末を装着して継続的網羅的に個人の行動を把握する類型についてのものであり、それ以外のGPSを用いた捜査をも全面的に強制処分とするものではないと解する。

[14] 鹿児島地裁加治木支部において、平成29年3月24日、連続車上荒らしの犯人検挙の目的で、無施錠の車を放置した事案につき、違法捜査であるとの判決がなされた。④の類型は、その捜査手法と類似しているが、加治木支部の事案で違法捜査となったのは、おとり捜査としての被疑者に対する働きかけないし誘引の程度が相当性を欠くというものと思われ、このような捜査手法自体を否定するものではないと思われる。

第7　結び

これまで述べてきたように、本判決は、対象者資料車両にGPS端末を長期間装着する捜査について強制処分としたが、GPSを用いた捜査全てについて強制処分とするものではなく、射程外となる捜査手法も存在すると考える。しかし、捜査の現場では、広域窃盗事件等の捜査において、GPS端末を車両に装着して個人の行動を継続的、網羅的に把握する捜査手法が、尾行に代わる非常に有効な手段であることは明らかである。本判決を受けて、しばらくの間はこの捜査手法が用いられないことになったが、その有効性にかんがみると、少しでも早くこのような捜査手法が現行法上可能になることが望まれるのであり、早期の法制化が望まれる。

なお、実は、この判例研究は、本判決の控訴審判決を対象として平成28年夏から取り組んできたが、その折に最高裁が年度内に判決を出す見込みであることが報道され、未完成のまま中断していたものである。そして、平成29年3月15日に本判決が出され、改めてその内容を踏まえて完成させたものであり、平成29年3月末現在、まだ判例評釈を掲載した雑誌等が出版されていない状況であるため、本判決について十分に掘り下げた内容になっていないかもしれない。今後、諸先生方の判例評釈を拝読し、この問題についての考察を深めていきたい[15]。

[15] なお、本稿は、平成28年度福岡大学研究推進部領域別研究（法科大学院判例等研究チーム）研究番号154006－000の研究成果の一部である。